

平成 30 年

御殿場市・小山町広域行政組合議会
第 1 回 臨時 会 会 議 録

平成 30 年 2 月 28 日 開 会

平成 30 年 2 月 28 日 閉 会

御殿場市・小山町広域行政組合議会

平成30年御殿場市・小山町広域行政組合議会第1回臨時会会議録目次

2月28日

○議事日程	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3
○会議に付した事件	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3
○出欠席議員	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3
○説明のために出席した者	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3
会 議		
○開会・開議	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	4
○日程第 1	議席の指定	5
○日程第 2	会議録署名議員の指名	5
○日程第 3	会期の決定	5
○日程第 4	選第 1号 御殿場市・小山町広域行政組合議会の議長の選挙 について	5
○日程第 5	管理者提案理由の説明	7
○日程第 6	議案第 1号 平成29年度御殿場市・小山町広域行政組合一般 会計補正予算（第4号）について	8
○日程第 7	議案第 2号 御殿場市・小山町広域行政組合手数料条例の一部 を改正する条例制定について	10
○日程第 8	議案第 3号 御殿場市・小山町広域行政組合廃棄物の処理に係 る手数料徴収条例の一部を改正する条例制定につ いて	12
○日程第 9	同意第 1号 御殿場市・小山町広域行政組合監査委員の選任に ついて	14
○閉 会	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	15

平成30年御殿場市・小山町広域行政組合議会第1回臨時会会議録

平成30年2月28日（水曜日）

○議 事 日 程

平成30年2月28日 午後1時30分 開会

日程第 1 議席の指定

日程第 2 会議録署名議員の指名

日程第 3 会期の決定

日程第 4 選第 1号 御殿場市・小山町広域行政組合議会の議長の選挙について

日程第 5 管理者提案理由の説明

日程第 6 議案第 1号 平成29年度御殿場市・小山町広域行政組合一般会計補正予算（第4号）について

日程第 7 議案第 2号 御殿場市・小山町広域行政組合手数料条例の一部を改正する条例制定について

日程第 8 議案第 3号 御殿場市・小山町広域行政組合廃棄物の処理に係る手数料徴収条例の一部を改正する条例制定について

日程第 9 同意第 1号 御殿場市・小山町広域行政組合監査委員の選任について

○本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

○出席議員（11名）

1番 勝 亦 功 君

2番 勝間田 博文 君

3番 黒 澤 佳壽子 君

5番 杉 山 護 君

6番 鈴 木 豊 君

7番 遠 藤 豪 君

8番 高 橋 利 典 君

10番 藪 田 豊 造 君

11番 土 屋 光 行 君

13番 大 窪 民 主 君

14番 高 畑 博 行 君

○欠席議員（1名）

12番 梶 繁 美 君

○説明のため出席した者

管 理 者

若 林 洋 平 君

副 管 理 者

込 山 正 秀 君

副 管 理 者

勝 又 正 美 君

会 計 管 理 者

勝 亦 敏 文 君

事 務 局 長

青 山 修 二 君

消 防 長	田 代 佳 丸 君
庶 務 課 長	勝間田 守 正 君
施 設 課 長	佐 藤 暁 将 君
衛生センター所長	勝間田 邦 雄 君
消防次長兼管理課長	村 松 秀 樹 君
予 防 課 長	平 野 利 政 君
消防本部次長兼警防課長	田 代 公 一 君
通 信 指 令 課 長	谷 中 修 君
御 殿 場 消 防 署 長	勝間田 淳 欣 君
小 山 消 防 署 長	佐 藤 清 君
御 殿 場 消 防 署 副 署 長	岩 田 誠 君
御 殿 場 市 副 市 長	瀧 口 達 也 君
御 殿 場 市 企 画 部 長	志 水 政 満 君
御 殿 場 市 総 務 部 長	近 藤 雅 信 君
小 山 町 副 町 長	室 伏 博 行 君
小 山 町 副 町 長	高 橋 利 幸 君
小山町企画総務部長	湯 山 博 一 君
小山町住民福祉部長	小 野 一 彦 君
○職務のため出席した者	
広域総務スタッフ副参事	林 重 樹
広域総務スタッフ主幹	長 田 和 美
広域総務スタッフ副主任	稲 優 子

○副議長（高畑博行君）

御殿場市議会選出の御殿場市・小山町広域行政組合議会議員の改選が行われ、議長が欠員となっております。

議長が選出されるまでの間、暫時議長職を務めさせていただきますので、よろしくお願いたします。

○副議長（高畑博行君）

出席議員が法定数に達しておりますので会議は成立いたしました。

ただいまから、平成30年御殿場市・小山町広域行政組合議会第1回臨時会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

午後1時30分 開会

○副議長（高畑博行君）

本日の会議は、お手元に配付してあります日程により運営いたしますので、御了承願います。

○副議長（高畑博行君）

この際、諸般の報告をいたします。

12番 梶 繁美議員から、所用のため本日の会議を欠席する旨、届け出がありましたので、報告いたします。

○副議長（高畑博行君）

本日、議席に配付済みの資料は、議事日程、管理者提案理由説明書、資料4、以上でありますので御確認ください。

議案書及び議案資料は先に議員各位に配付済みであります。

○副議長（高畑博行君）

日程第1 「議席の指定」を行います。

今回、御殿場市議会から選出された議員の議席は、会議規則第4条第1項の規定により、1番 勝亦 功議員、2番 勝間田博文議員、3番 黒澤佳壽子議員、5番 杉山 護議員、8番 高橋利典議員、11番 土屋光行議員、13番 大窪民主議員、以上のとおり指定いたします。

○副議長（高畑博行君）

日程第2 「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、会議規則第78条の規定により、5番 杉山 護議員、6番 鈴木 豊議員、以上、2名を指名いたします。

○副議長（高畑博行君）

日程第3 「会期の決定」を議題といたします。

平成30年第1回臨時会の会期は、本日2月28日の1日間といたしたいと思っております。これに異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○副議長（高畑博行君）

異議なしと認めます。

よって、第1回臨時会の会期は、本日1日間と決定いたしました。

○副議長（高畑博行君）

日程第4 選第1号「御殿場市・小山町広域行政組合議会の議長の選挙について」を議題といたします。

お諮りします。

選挙の方法は、投票、指名推選、いずれかの方法にいたしましょうか。

(「指名推選」という者あり)

○副議長(高畑博行君)

指名推選という発言がありましたので、選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選としたいと思います。これに異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○副議長(高畑博行君)

異議なしと認めます。

よって、議長選挙の方法は、指名推選により行うことに決しました。

お諮りします。

指名の方法については、副議長において指名することにいたしたいと思います。これに異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○副議長(高畑博行君)

異議なしと認めます。

よって、副議長において指名することに決しました。

御殿場市・小山町広域行政組合議会議長に、13番 大窪民主議員を指名いたします。

お諮りします。

ただいま指名しました、13番 大窪民主議員を、御殿場市・小山町広域行政組合議会議長の当選人と決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○副議長(高畑博行君)

異議なしと認めます。

よって、ただいま、指名しました大窪民主議員が議長に当選されました。

ただいま、議長に当選されました大窪民主議員が議長におられますので、本席から会議規則第32条第2項の規定により、御殿場市・小山町広域行政組合議会議長に当選されたことを告知いたします。

それでは、13番 大窪民主議員の議長就任の御挨拶をお願いいたします。

○議長(大窪民主君)

ただいま皆様の御推挙をいただき、議長に就任させていただくことになりました。その重責を痛感しております。

浅学非才の身ではありますが、円滑な議会運営に努めたいと思います。皆様の御支援、御協力をよろしくお願いいたします。

皆様御案内のとおり、広域行政組合は、市民、町民の生活基盤の重要なサービスを担うことになっております。議会といたしましても、皆様の御期待に沿うように精進、努力してまいりたいと思います。

管理者、副管理者、当局の皆様、絶大なる御支援、御協力、御鞭撻をお願い申し上げます。議長就任の挨拶といたします。よろしくお願いいたします。

○副議長（高畑博行君）

議長、議長席にお着き願います。

以上で、議長職を終わらせていただきます。

御協力ありがとうございました。

○議長（大窪民主君）

これより、議長職を務めさせていただきます。よろしくお願いいたします。

日程第5 「管理者提案理由の説明」を議題といたします。

本議会に提出されました議案第1号から議案第3号、及び同意第1号について、管理者から提案理由の説明を求めます。

管理者

○管理者（若林洋平君）

それでは、私のほうから説明をさせていただきます。

本日開会の御殿場市・小山町広域行政組合議会第1回臨時会に提出をいたしました議案の御審議をお願いするに当たり、その提案理由の概要を御説明申し上げます。

議案は、全部で4件あり、予算案1件、条例案2件、人事案1件となっております。

それでは、議案第1号「平成29年度御殿場市・小山町広域行政組合一般会計補正予算（第4号）について」申し上げます。

今回の補正額は、1,774万7,000円の増額で、補正後の予算総額は、歳入歳出それぞれ55億2,715万9,000円となります。

補正の背景、要因といたしましては、12月補正予算編成後の事情変化により必要となりました経費の措置をするものでございます。

歳出の主なものは、年度途中で消防職員が1人退職したことによる人件費の増額、エコパークに搬入されるごみ量、資源物量が当初の見込みと異なることによる塵芥処理費及びごみ再資源化施設事業費の増減でございます。

歳入の主なものは、廃棄物処理手数料及び焼却センター発電売電料の増額でございます。

以上の歳出及び歳入の補正により、分担金及び負担金につきましては減額となったところでございます。

次に、議案第2号「御殿場市・小山町広域行政組合手数料条例の一部を改正する条例

制定について」申し上げます。

本案は、「地方公共団体の手数料の標準に関する政令」が一部改正されたことに伴い、所要の改正を行うものでございます。

次に、議案第3号「御殿場市・小山町広域行政組合廃棄物の処理に係る手数料徴収条例の一部を改正する条例制定について」申し上げます。

本案は、小山町が不燃ごみ用容量10リットルのごみ袋を作製することになったため、所要の改正を行うものでございます。

次に、同意第1号「御殿場市・小山町広域行政組合監査委員の選任について」申し上げます。

本案は、御殿場市議会選出議員の申し合わせ任期満了によります組合議会議員改選のため、組合議会選出の監査委員が欠員となっておりましたが、後任の監査委員に杉山護議員を適任と認め、議会の同意を得て選任をいたしたく、提案するものでございます。

以上で、本日提出をいたしました議案の提案理由の説明を終わりとさせていただきます。

慎重な御審議の上、御賛同いただきますようよろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（大窪民主君）

日程第6 議案第1号「平成29年度御殿場市・小山町広域行政組合一般会計補正予算（第4号）について」を議題といたします。

当局から内容説明を求めます。

事務局長

○事務局長（青山修二君）

ただいま議題となりました議案第1号について、説明いたします。

資料3 補正予算書の1ページをお開きください。

このページは、予算の条文となっております。

第1条は、歳入歳出予算の補正について定めるもので、歳入歳出予算の総額にそれぞれ1,774万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ55億2,715万9,000円とするものです。

最初に、歳出の内容について、「歳入歳出予算事項別明細書」の説明欄により説明をいたしますので、20ページ、21ページをお開きください。

2款1項1目「一般管理費」の1の①「退職手当等」は、年度途中で退職した消防職員1人の退職手当です。

次のページをお開きください。

3款2項1目「塵芥処理費」の2の①「焼却センター運営維持管理費」は、搬入ごみ

量が当初の想定を上回ることが予想されるため、処理に要する費用を増額するものです。

3目「ごみ再資源化施設事業費」の3の①「運営維持管理費」は、資源物の搬入量が当初の想定を下回ることが予想されるため、処理に要する費用を減額するものです。

次に歳入の内容について説明いたしますので、14ページ、15ページをお開きください。

2款2項1目「衛生手数料」は、焼却センターへの搬入ごみ量が当初の想定を上回ることが予想されるため、廃棄物処理手数料を増額するものです。

次のページをお開きください。

8款2項1目「雑入」のうち「焼却センター発電売電料」については、平成28年11月から売電先を東京電力から日立造船PPSに変更した結果、月ごとの売電単価が当初の想定を上回って推移していることから、増額するものです。

「再資源化物売却料」は、資源物の搬入量が当初の想定を下回ることが予想されるため減額するものです。

12ページ、13ページをお開きください。

以上の歳出及び歳入の補正により、1款1項1目「負担金」については、453万2,000円の減額となり、市・町の内訳は、説明欄のとおりとなります。

以上、議案第1号の内容の説明とさせていただきます。

御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長（大窪民主君）

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

（この時質疑なし）

○議長（大窪民主君）

質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

○議長（大窪民主君）

これより討論に入ります。

まず、本案に対して反対討論の発言を許します。

（この時発言なし）

○議長（大窪民主君）

次に、賛成討論の発言を許します。

（この時発言なし）

○議長（大窪民主君）

討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

○議長（大窪民主君）

これより、議案第1号「平成29年度御殿場市・小山町広域行政組合一般会計補正予算（第4号）について」を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（大窪民主君）

御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（大窪民主君）

日程第7 議案第2号「御殿場市・小山町広域行政組合手数料条例の一部を改正する条例制定について」を議題といたします。

当局から内容説明を求めます。

消防長

○消防長（田代佳丸君）

ただいま議題となりました、議案第2号につきまして、説明いたします。

資料1 議案書の1ページ及び資料2 議案資料の1ページをお願いします。

まず、今回の手数料条例の改正に至った背景について御説明いたします。

今回の改正は、手数料条例の「危険物の規制事務に関する金額」の改正となります。

この手数料の金額につきましては、全国的に統一して定めることが必要なことから、政令により金額が規定され、3年ごとの見直しがされております。

今年度は見直しの年となることから、「地方公共団体の手数料の標準に関する政令」が改正されたことにより、条例の一部を改正するものでございます。

改正の内容につきましては、区分の中で「岩盤タンク貯蔵所」「特定屋外タンク貯蔵所」及び「準特定屋外タンク貯蔵所」に関する改正となり、金額につきましては、政令と同額の改正となります。

区分の内容ですが、「岩盤タンク貯蔵所」とは、地下の岩盤内に横穴を掘り、その空洞に石油を貯蔵するもので、当消防管内に施設はありません。「特定屋外タンク貯蔵所」及び「準特定屋外タンク貯蔵所」とは、屋外のタンクで1,000キロリットル以上を貯蔵するものを「特定」、500キロリットル以上1,000キロリットル未満を貯蔵するものを「準特定」と規定し、大規模な屋外タンクとなります。当消防管内に「特定屋外タンク貯蔵所」はありませんが「準特定屋外タンク貯蔵所」が、陸上自衛隊駒門駐屯地内に2基あり、今後、この施設に変更等が発生した場合には、今回の改正の対象となります。

それでは、新旧対照表により説明いたしますので、資料 2、1 ページをごらんください。

区分につきましては、大きく分けますと先ほど説明いたしました「岩盤タンク貯蔵所」「特定屋外タンク貯蔵所」及び「準特定屋外タンク貯蔵所」に分かれますが、それぞれの「貯蔵する数量」や「検査内容」に応じて、手数料の額が下線で示してあります金額に改正されます。金額につきましては、政令に定める額と同額の内容となっております。以降、20 ページまで同様の改正内容となっております。

なお、附則といたしまして、この条例は、平成 30 年 4 月 1 日から施行するものでございます。

以上、説明とさせていただきます。

御審議のほど、よろしく申し上げます。

○議長（大窪民主君）

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

（この時質疑なし）

○議長（大窪民主君）

質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

○議長（大窪民主君）

これより討論に入ります。

まず、本案に対して反対討論の発言を許します。

（この時発言なし）

○議長（大窪民主君）

次に、賛成討論の発言を許します。

（この時発言なし）

○議長（大窪民主君）

討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

○議長（大窪民主君）

これより、議案第 2 号「御殿場市・小山町広域行政組合手数料条例の一部を改正する条例制定について」を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（大窪民主君）

御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（大窪民主君）

日程第8 議案第3号「御殿場市・小山町広域行政組合廃棄物の処理に係る手数料徴収条例の一部を改正する条例制定について」を議題といたします。

当局から内容説明を求めます。

事務局長

○事務局長（青山修二君）

ただいま議題となりました、議案第3号について、説明をいたします。

資料1 議案書の3ページをお開きください。

本案は、小山町が、一般家庭の不燃ごみ排出用に、容量10リットルのごみ袋を作製し、来る4月1日から販売を開始することに伴い、これにより排出される廃棄物の処理に係る手数料を新たに規定するものです。

具体的な改正内容につきましては、新旧対照表により説明いたしますので、資料2 議案資料の21ページ、22ページをお開きいただき、附則第3項をごらんください。

管理者が指定するごみ袋、いわゆる指定ごみ袋を使用して廃棄物を排出した場合及び指定ごみ袋を用いないで施設へ直接搬入した場合の処理に係る手数料については、第3条の規定により、個別に別表で規定しておりますが、この特例として、一般家庭の日常生活に伴って生じた廃棄物の処理に小山町長が指定する不燃ごみ用 容量10リットルのごみ袋を使用する場合の手数料の額を1枚当たり7円とする旨を附則第3項として追加するものです。

本条例の附則は、施行期日を平成30年4月1日とするものです。

内容の説明は、以上となります。

御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長（大窪民主君）

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

3番 黒澤佳壽子議員

○3番（黒澤佳壽子君）

2点、質問いたします。

今、10リットルのごみ袋を1枚7円とするという条例ですが、その7円とした積算根拠について、そして、これは広域ではないようですが、小山町民への理解、また周知の方法についてお尋ねいたします。

○議長（大窪民主君）

施設課長

○施設課長（佐藤暁将君）

ただいまの御質問についてお答えします。

まず、1点目のごみ袋の手数料の額につきましては、容量45リットルのごみ袋1枚の手数料が30円であることをもとに算定した金額です。

次に、2点目のごみ袋の理解・周知の方法につきましては、組合で指定のごみ袋でないため、組合で周知をすることはしませんが、小山町では3月15日に回覧板及び区長会を通じて住民への理解・周知を行うと聞いております。

以上答弁とさせていただきます。

（「終わります。」と黒澤佳壽子君）

○議長（大窪民主君）

ほかに質疑はありませんか。

（この時質疑なし）

○議長（大窪民主君）

質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

○議長（大窪民主君）

これより討論に入ります。

まず、本案に対して反対討論の発言を許します。

（この時発言なし）

○議長（大窪民主君）

次に、賛成討論の発言を許します。

（この時発言なし）

○議長（大窪民主君）

討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

○議長（大窪民主君）

これより、議案第3号「御殿場市・小山町広域行政組合廃棄物の処理に係る手数料徴収条例の一部を改正する条例制定について」を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（大窪民主君）

御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（大窪民主君）

日程第9 同意第1号「御殿場市・小山町広域行政組合監査委員の選任について」を議題といたします。

（5番 杉山 護議員 除斥退場）

○議長（大窪民主君）

地方自治法第117条の規定により、5番 杉山 護議員が除斥されておりますので、お知らせいたします。

当局から内容説明を求めます。

事務局長

○事務局長（青山修二君）

ただいま議題となりました、同意第1号について、説明いたします。

資料1 議案書の4ページをお開きください。

本組合監査委員の選任につきましては、御殿場市と小山町の申し合わせにより、議会選出の監査委員と識見を有する監査委員を市・町から交互に選出させていただいております。

本案は、御殿場市選出の議会選出監査委員でございました・辻川公子議員が、議員申し合わせ任期満了により組合議会の議員を辞職されたことにより、議会選出の監査委員が空席となっていることから、このたびの改選により、御殿場市議会から選出された杉山護議員を御殿場市選出の議会選出監査委員として選任いたしたく、御殿場市・小山町広域行政組合同規約第12条第2項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

任期は、残任期間である、来る3月31日までとなります。

なお、杉山 護議員の経歴概要は、資料2 議案資料の23ページのとおりです。

以上で説明を終わります。

御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長（大窪民主君）

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

（この時質疑なし）

○議長（大窪民主君）

質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

○議長（大窪民主君）

これより討論に入ります。

まず、本案に対して反対討論の発言を許します。

(この時発言なし)

○議長（大窪民主君）

次に、賛成討論の発言を許します。

(この時発言なし)

○議長（大窪民主君）

討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

○議長（大窪民主君）

これより、同意第1号「御殿場市・小山町広域行政組合監査委員の選任について」を採決いたします。

本案は、原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長（大窪民主君）

御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり同意されました。

(5番 杉山 護議員 入場)

○議長（大窪民主君）

杉山 護議員にお知らせいたします。

同意第1号、「御殿場市・小山町広域行政組合監査委員の選任について」は、原案のとおり議会の同意がなされましたので、お知らせいたします。

○議長（大窪民主君）

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

これにて平成30年御殿場市・小山町広域行政組合議会第1回臨時会を閉会いたします。

御苦労さまでした。

午後2時02分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長 大 窪 民 主

副 議 長 高 畑 博 行

署名議員 杉 山 護

署名議員 鈴 木 豊